**平成２５年（フ）第４３５８号**
大阪市住之江区粉浜西１丁目４番13号
債務者　中尾　美弘
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３５９号**
大阪市住之江区粉浜西１丁目４番13号
債務者　中尾　ワリ
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３７２号**
大阪市淀川区三津屋南２丁目21番７号　ロータリーハイツ１－２号
債務者　房野惠一郎
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４３３号**
大阪市西区南堀江１丁目16番16―904号
債務者　柴田喜美子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４６７号**
大阪府門真市小路町１番28―205号
債務者　三角　達也
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４７０号**
大阪府茨木市末広町６番16号　コーポ扇101号
債務者　長谷　義明
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４７５号**
大阪府大東市三箇５丁目５番３号　ハイツ西川302号
債務者　東　由美子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４７９号**
大阪市平野区加美北１丁目19番９号井上マンション205号
債務者　藤原　　進
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４２８号**
神戸市兵庫区下沢通４丁目５番20―605号
債務者　澤村　正勝
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第６０４号**
神戸市東灘区住吉南町１丁目４番３号
債務者　沢井　直惠
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第６３６号**
神戸市長田区長者町２番１号、従前の住所神戸市長田区神楽町５丁目３番33―603号
債務者　カスタニ工業こと　糟谷　次郎
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２４号**
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目８番２―901号
債務者　田中　房美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２５年（フ）第２６号**
兵庫県丹波市氷上町沼87番地１
債務者　山城　理恵
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２５年（フ）第２７号**
兵庫県丹波市氷上町犬岡４番地２
債務者　新宅　史郎
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２５年（フ）第１７９号**
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字常盤60番地７
債務者　野呂　清三
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１８３号**
青森市西滝３丁目24番７号　参番館Ｂ―201
債務者　小野　　香
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１９３号**
青森市金沢４丁目17番７号　セーラム212号
債務者　長利　　純
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係